即時取得＊

第192条　取引行為によって、平穏に、かつ、公然と動産の占有を始めた者は、善意であり、かつ、過失がないときは、即時にその動産について行使する権利を取得する

⑴ 意義

動産を占有している者をその動産の権利者であると信頼して取引をした者は、たとえ占有者が無権利者であったとしても、その動産の権利を取得する

⑵ 趣旨

動産物権変動の公示は「引渡し」（占有の移転）により為されるが、観念的な引渡し（ex.占有改定）も「引渡し」に含まれ、動産を直接占有する者が権利者であるか判断することは困難であるから、公示機能として十分ではない

▼ そこで

前主の占有に公信力を与え、前主を真の権利者と誤信した者の信頼を保護することで、動産取引の安全を図る（公信の原則）

【参考】石田剛 他『民法Ⅱ［第3版］』（2019年、有斐閣）94頁

【公信の原則の意義】

ある権利状態が存在するかような公示（占有）が存在する場合に、その公示（占有）を信頼して取引に入った者に対して、その公示（占有）どおりの権利状態があったのと同様の保護を与えるとする原則

A ①預ける→ B ②売却→ C

引渡（占有）

Bの占有を信頼した
Cは所有権を取得する

物権変動なし ＋ 公示あり → 公示どおりの物権変動

公示に対する積極的信頼を保護して取引の安全を図る

＝公示されている物権変動は生じているであろうという信頼

＊動産には認められる（192条）が不動産には認められない

【公示の原則と公信の原則】

公示の原則	物権変動を第三者に主張するためには、当該物権変動が公示されていなければならないとする原則	不動産	登記（177条）
		動産	引渡し（178条）
公信の原則	公示がある場合、第三者はその公示に対応する物権変動が存在するものと扱うことができるとする原則	不動産	適用なし
		動産	即時取得（192条）

公示の原則　物権変動あり ＋ 公示なし → 物権変動を対抗できない

▶ 公示に対する消極的信頼の保護

公信の原則　物権変動なし ＋ 公示あり → 公示どおりの物権変動

▶ 公示に対する積極的信頼の保護

⑶ 即時取得の要件

第192条　取引行為によって、平穏に、かつ、公然と動産の占有を始めた者は、善意であり、かつ、過失がないときは、即時にその動産について行使する権利を取得する

① 動産であること

② 有効な取引行為による取得であること

③ 前主に処分権限のないこと

④ 占有を始めたこと（動産の引渡しがされたこと）

⑤ 占有取得が平穏･公然･善意･無過失でなされたこと

ア ① 「動産」であること

・対象が、占有が公示方法になる動産であること

・登録動産（自動車、航空機、船舶等）、金銭を即時取得することができるかが問題となる

(ア) 登録動産（自動車、航空機、船舶等）

・即時取得することはできない

∵ 即時取得制度は、引渡しが公示方法として不十分であるために前主の「占有」を信頼して取引に入った第三者の保護を図る目的で認められたものであり、完全な公示方法が存在する場合には即時取得を認める必要はない

(イ) 金銭

・即時取得することはできない

∵ 原則として占有と所有が一致する

イ ② 「有効な」「取引行為」による取得であること

・「取引行為」による動産取得（売買、代物弁済、贈与、質権設定、強制競売による競落等）の場合に即時取得が認められる

∵ 即時取得は動産取引の安全を図る制度であるから

⇔ 相続による取得、他人の山林を自己のものと誤信して伐採することによる取得、遺失物の拾得等は取引行為に含まれない

・即時取得が認められるためには「有効な」取引行為であることが必要

∵ 即時取得は、前主の無権利という瑕疵を治癒して、動産取引の安全を図るための制度であるから、取引自体に瑕疵がある場合は即時取得は認められない

・問題となるもの

制限行為能力者や瑕疵ある意思表示による取引

無権代理による取引

(ア) 制限行為能力者や瑕疵ある意思表示による取引の直接の相手方

▶ 192条は適用されない

∵ ① 即時取得により治癒されるのは処分権限の瑕疵のみであり、取引行為に瑕疵がある場合にこれが治癒されるものではない

② 制限行為能力者制度の趣旨が没却される

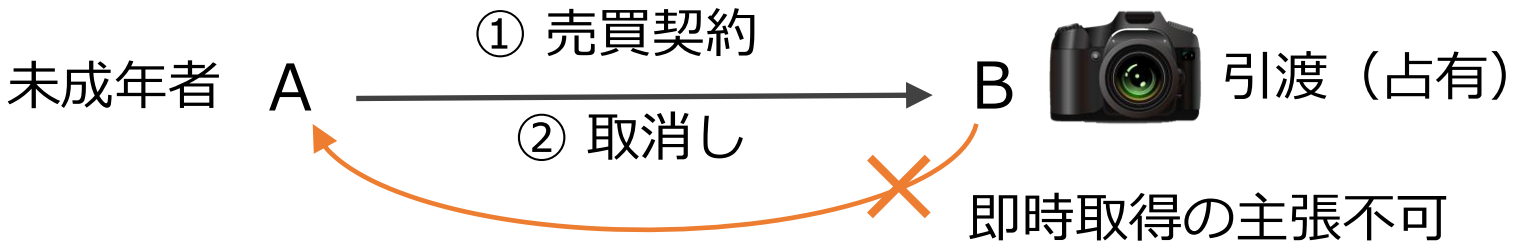

(イ) 無権代理人による取引の直接の相手方

▶192条は適用されない（表見代理により保護される可能性がある）

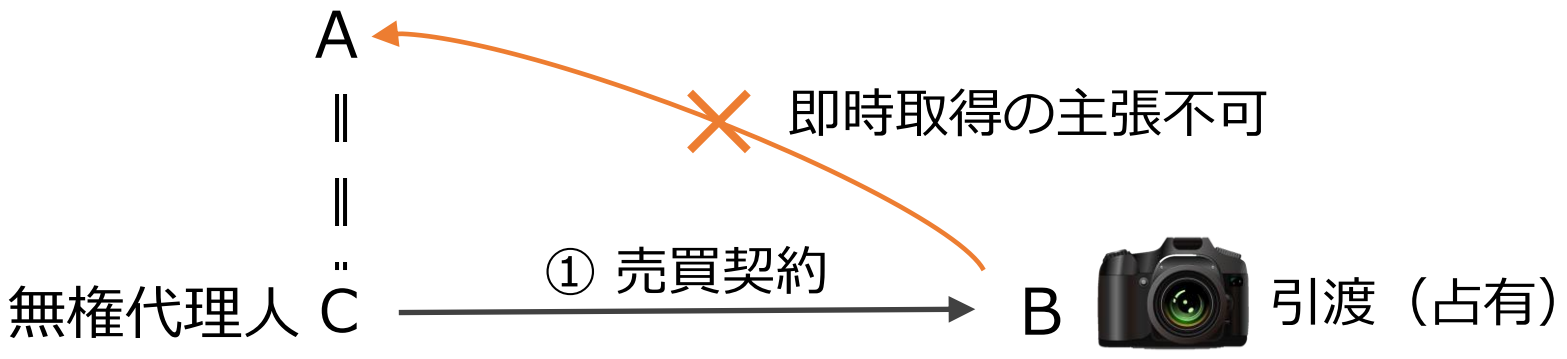

ウ ③ 前主に処分権限がないこと

・目的物を処分する権限のない者からの取得であること

エ ④ 「占有を始めた」こと（動産の引渡しがされたこと）

・現実の引渡し、簡易の引渡しが「占有を始めた」に含まれることについては争いがない

・占有改定、指図による占有移転については争いがある

占有改定

BはAからカメラを購入したが、そのままAのもとに預けて置くこととし、占有改定により引渡しを受けた。ところがAはこれをCにも売却し、同様に占有改定によって引渡しをした。この場合、Cはカメラの所有権を取得できるか？

問題の所在

BはAからカメラを譲り受け、占有改定により引渡しを受けているので確定的に所有権を取得し、Aは無権利者となる（対抗関係ではない！）

▼ とすると

Cは無権利者からの買受人であり、承継取得せず

▼ そこで

即時取得により所有権を取得できないか？

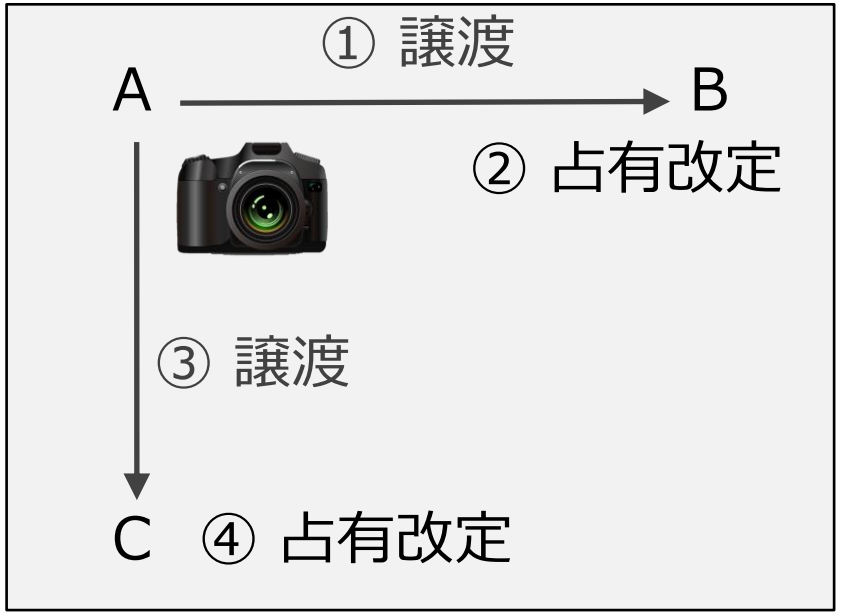

Cは無権利者Aから占有改定により引渡しを受けているが、192条の「占有を始めた」に占有改定が含まれるか？

▼

即時取得は、占有という外観を信頼して動産取引に入った者を保護する制度であるが、権利取得者の占有の開始を要件としている

▼

これは帰責性が要求されていない真の権利者との利益考量から権利取得者に保護要件を課したものと考えられる

▼

とすれば、即時取得が認められるためには真の権利者が権利を失ってもやむをえないといえる事情が必要であり、それは一般外観上従来の占有状態に変更を生ずるような占有があったことを要すると考える

▼

占有改定は、意思表示のみで占有が移転するものであり、一般外観上従来の占有状態に変更を生ずるような占有ではなく、「占有を始めた」とはいえない

▼

占有改定では、即時取得は認められない

オ ⑤ 平穏、公然、善意・無過失

・善意：前主が権利者であると信じたこと

・平穏、公然、善意は186条により推定される

第186条①　占有者は、所有の意思をもって、善意で、平穏に、かつ、公然と占有をするものと推定する。

・無過失は186条からは推定されないが、 188条により、占有者が占有物について行使する権利は適法に有するものと推定されるため、前主が権利者であると信頼したことに過失がないことが推定される

第188条　占有者が占有物について行使する権利は、適法に有するものと推定する。

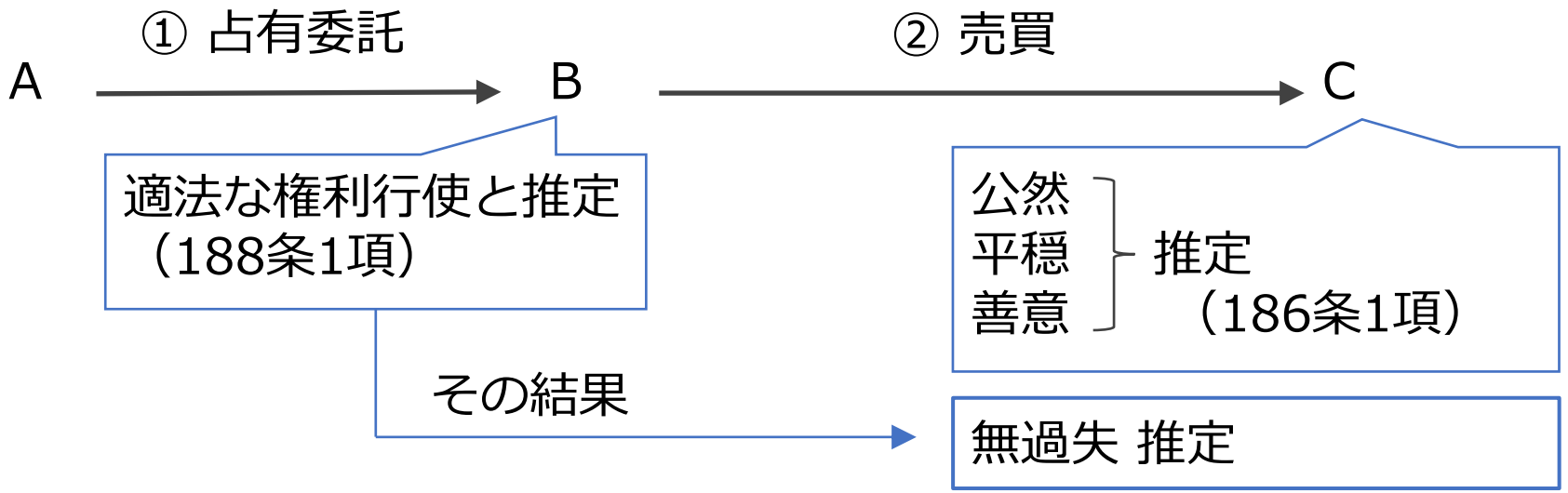

⑷ 効果

・「即時にその動産について行使する権利を取得する」

・即時取得は原始取得であり、動産に付着していた抗弁等はすべて消滅する